

小樽市が使用する封筒に係る掲載広告募集要領

小樽市が使用する封筒（令和８年度発注分）に有料広告を掲載していただける企業・団体等を次のとおり募集します。

1 広告媒体

小樽市が令和８年度に発注する封筒

① 角形２号封筒 ②長形３号封筒

2 掲載位置及び封筒の大きさ

(１) 位置 各封筒表面（イメージ図のとおり）

(２) 大きさ等 ① １枠当たり 縦 12.0 c m × 横 11.0 c m

② １枠当たり 縦 10.0 c m × 横 4.0 c m

（上記用紙の左上に縦 0.5 c m × 横 1.0 c m 程度の大きさに
広告 と表示すること。また、右下に縦 0.5 c m × 横 2.0
c m 程度の大きさに 令和８年 9 月 1 日現在 と表示する
こと。）

(３) 印刷仕様 ①角形２号封筒 ②長形３号封筒

再生紙を使用したカラー封筒（スカイ（グレーに近い青色））

刷色：１色（藍色）

(４) 紙の厚さ ①角形２号封筒：85 g / m² ②長形３号封筒：70 g / m²

3 募集枠数 ① 2 枠 ② 1 枠

4 発行予定枚数

①39,900 枚 ②30,200 枚（概ね 1 ～ 2 年程度で使用）

5 使用用途

本封筒は、市が文書を郵送する際などに使用するものです。小樽市民をはじめ、市外の方も目にする機会のある封筒です。

6 申込者及び掲載広告の範囲 別紙のとおり

7 申込期間 令和８年 9 月 10（木） ～ 令和８年 9 月 24 日（木）

8 応募方法

次の書類を応募期間内に「小樽市財政部契約管財課契約審査グループ」宛てに郵送又は持参により提出すること（締切当日の消印有効）。

持参の場合の受付時間...平日の午前 9 時 00 分から午後 5 時 20 分まで

- (1) 広告掲載申込書
- (2) 登記事項証明書 (写しでも可) 又は定款
- (3) 掲載を希望する広告案 (素案でも可)
- (4) 市町村税に滞納がないことの証明書 (申請日前 3 か月以内に発行されたもの) ※小樽市競争入札参加資格登録をされていない場合のみ提出

9 最低申込価格 (広告掲載料)

- ①99,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)
- ②77,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

10 広告内容の留意事項

- ・「小樽市が発注する封筒 (指定物品) に係る広告掲載要綱」に準ずるものとします。
- ・広告には、必ず「**広告**」の表示をし、市が広告主の応援や、特定の商品を推奨しているような印象を与えないよう配慮してください。
- ・広告に関する一切の責任は、広告主が負うものとし、市は一切の責任を負わないものとします。

11 その他

- ・一事業者が複数の広告枠に申込みできます。
- ・最も高い申込価格の申込者が複数いる場合は、抽選により広告主を決定します。
- ・広告掲載決定は令和 8 年 9 月下旬、印刷原稿提出及び掲載料納付期限は令和 8 年 10 月上旬を予定しています。
- ・この仕様に記載のない事項については、双方協議の上、決定することとします。

12 提出(問合せ)先

〒047-8660

小樽市花園 2 丁目 12 番 1 号

小樽市財政部契約管財課契約審査グループ

電話 (0134) 32-4111 内線 239

(別 紙)

【掲載広告の範囲】

広告の内容が次のいずれかに該当するものは、掲載できません。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義又は主張に当たるもの
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (9) その他広告として掲載することが不適當であると市長が認めるもの

【規制業種又は事業者】

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する風俗営業及びこれに類似する事業
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条に規定する暴力団及び暴力団員が行う事業
- (3) 貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条に規定する貸金業
- (4) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による再生又は更生手続中の事業者
- (5) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成 15 年法律第 83 号)第 2 条に規定するインターネット異性紹介事業
- (6) 違法又は不適當な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている事業者
- (7) 市税を滞納している事業者
- (8) その他広告を掲載することが不適當であると市長が認める業種又は事業者

イメージ図

① 角 2 封筒表面

(表面下部の点線内 1 枠当たり縦 12.0cm×横 11.0cm 2 枠)

Diagram illustrating the layout for a square 2-flap envelope surface. The layout includes:

- A postal code area at the top center: □□□-□□□□
- Three horizontal lines for an address below the postal code.
- Text fields for the sender's address: 小樽市〇〇部〇〇課, 〒〇〇〇-〇〇〇〇, 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇.
- A telephone number field: TEL 0134-〇〇-〇〇〇〇.
- A designated area for the recipient's name: 担当.
- A circular area for a stamp or seal.
- A dashed rectangular area at the bottom containing two boxes, each labeled 〇.〇.〇現在 (Current Location).
- Two boxes labeled 広告 (Advertisement) on the left and right sides of the dashed area.

② 長 3 封筒表面 (表面左上の点線枠内 縦 10.0cm×横 4.0cm 1 枠)

Diagram illustrating the layout for a long 3-flap envelope surface. The layout includes:

- A dashed rectangular area on the left side containing a box labeled 〇.〇.〇現在 (Current Location) and a box labeled 広告 (Advertisement).
- Three horizontal lines for an address on the right side.
- Text fields for the sender's address: 小樽市〇〇部〇〇課, 〒〇〇〇-〇〇〇〇, 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇.
- A telephone number field: TEL 0134-〇〇-〇〇〇〇.
- A designated area for the recipient's name: 担当.
- A circular area for a stamp or seal.
- A vertical column of seven small squares on the far right side.